

平成22年4月1日から 無線従事者免許証、申請手続きが変わります！

免許証が変わります

- ✓ **無線従事者免許証がプラスチックカードになります。**

平成22年4月1日以降に発給する無線従事者免許証は、運転免許証やクレジットカードと同じ大きさのプラスチックカードになります。従来の手帳タイプやラミネートタイプのものより、耐久性や携帯性が大きく向上します。

- ✓ **アマチュア資格の免許証の記載事項にも英文が併記されます。**

無線通信士、第一級海上特殊無線技士の資格のほか、今回、全てのアマチュア無線技士の資格についても、免許証の資格名や氏名などの記載事項に英文が併記されます。これにより、外国での資格の識別が容易になることが期待できます。

現在お持ちの無線従事者免許証は引き続き有効です。

申請手続きが変わります

- ✓ **申請書・写真サイズを統一します。**

資格ごとに異なっていた申請書、写真を1種類に統一します。
(写真のサイズは全て、縦30ミリメートル、横24ミリメートルになります。)
なお、現在の申請書は4月1日以降は使えません。

- ✓ **氏名及び生年月日を証する書類の添付を省略できる要件に、
他の資格の免許証等の番号を記載した場合を追加します。**

氏名及び生年月日を証する書類（例えば住民票の写し、戸籍抄本など）の添付を省略できる要件に、従来の住民票コードのほか、現在お持ちの無線従事者免許証、電気通信主任技術者資格者証及び工事担任者資格者証の番号を記載した場合も添付が省略できるようになります。

- ✓ **氏名変更による訂正申請がなくなります。**

プラスチックカード化に伴い、これまで行ってきた氏名変更による訂正申請の規定をなくし、氏名が変更になった場合でも再交付の申請を行っていただくこととなります。ただし、平成22年3月31日以前に交付された免許証をお持ちの場合は、原則として1回に限り、従来どおり、氏名変更による訂正申請をすることができます。

問い合わせ先：総務省総合通信基盤局電波政策課（電話03-5253-5876）